

砂川市規則第33号
令和4年9月30日

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第14条関係）第11号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。